明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

八号	三三九、七〇〇円
副検事 九号	三二五、三〇〇円
副検事 十号	三〇九、〇〇〇円
十一号	三〇〇、一〇〇円
十二号	二八三、三〇〇円
十三号	二七四、五〇〇円
十四号	二六九、一〇〇円
十五号	二六五、三〇〇円
十六号	二五五、〇〇〇円
十七号	二四七、一〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第七十八号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「六千六百八十円」を「六千八百三十円」に改める。

第十八条の二第一項中「百分の六十八・七五」と」の下に「「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と」を、「百分の五十八・七五」と、」の下に「「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、」を、「百分の三十三・七五」と」の下に「「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十六・二五」と」を、「「百分の五十八・七五」の下に「」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十八・七五」を加える。

第十八条の二の二中「「百分の百七十」を「「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十五万七千百円」を「十七万九千円」に改める。

第二十五条第二項中「十三万千三百円」を「十五万千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十」と」の下に「「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と」を加える。

第二十五条の二第二項中「十一万七千九百円」を「十三万八千円」に改め、同条第三項中「百分の百七十」と」の下に「「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分 ＼ 職務の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額
	円	円
1	246,300	354,600
2	247,800	356,000
3	249,200	357,400
4	250,600	358,800
5	252,000	360,200
6	253,200	361,500
7	254,400	362,800
8	255,600	364,100
9	257,000	365,300
10	258,200	366,800
11	259,500	368,300
12	260,800	369,700
13	262,100	371,000
14	264,000	372,500
15	265,800	374,000
16	267,600	375,400
17	269,300	376,800
18	271,500	378,300
19	273,700	379,700
20	275,900	381,100